

## 新京都府人権教育・啓発推進計画 改定の骨子（案）

新京都府人権教育・啓発推進計画（現計画）	第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）	主な記述内容・変更点
<b>第1章 はじめに</b>	<b>第1章 はじめに</b>	
国際的な人権尊重の流れ	国際的な人権尊重の流れ	<u>追記</u> ・近年の状況（条約・法の整備や取組等の状況）
国内の動向	国内の動向	
京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	
<b>第2章 計画の<u>基本理念</u></b>	<b>第2章 計画の<u>基本的な考え方</u></b>	※ 理念以外の内容も含むことから名称を変更
計画 <u>策定</u> の趣旨	計画 <u>改定</u> の趣旨	
計画の目標及び性格等	計画の目標及び性格等	
計画の目標	計画の目標	<u>追記</u> ・現計画の「視点」から、計画実現に向けた基本的な考え方を抽出し追記
計画の性格	計画の性格	
（「計画の推進」から組替）→	<b><u>計画期間</u></b>	
人権教育・啓発 <u>について</u>	人権教育・啓発の <u>考え方</u>	※ 内容を的確に表す名称に変更
人権教育・啓発 <u>推進の視点</u>	人権教育・啓発の <u>推進に関する基本方針</u>	※ 「計画の性格」で規定する基本方針として明確化するため名称変更
<u>計画の推進</u>		※ 計画の構成見直しによる組替
計画の目標年次	→（別項に組替）	
推進体制等	→（第5章に組替）	

新京都府人権教育・啓発推進計画（現計画）	第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）	主な記述内容・変更点		
<b>第3章 人権問題の現状等</b>	<b>第3章 人権問題の現状等</b>			
同和問題	同和問題			
女性	女性	追記・ マタハラ、ワークライフバランス、リベンジポルノ		
子ども	子ども	追記・ いじめ防止基本方針、子どもの貧困対策		
高齢者	高齢者	追記・ 地域包括ケア（医療・介護等支援の一体的提供）の推進		
障害のある人	障害のある人	追記・ 障害者の条例に基づく取組		
外国人	外国人	追記・ ヘイトスピーチに係る記述		
患者等	患者等			
<table border="1" data-bbox="235 785 712 849"> <tr> <td data-bbox="235 785 712 849">エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）</td> </tr> </table>	エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）	<table border="1" data-bbox="772 785 1272 849"> <tr> <td data-bbox="772 785 1272 849">エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）</td> </tr> </table>	エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）	
エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）				
エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）				
<table border="1" data-bbox="235 853 712 917"> <tr> <td data-bbox="235 853 712 917">ハンセン病</td> </tr> </table>	ハンセン病	<table border="1" data-bbox="772 853 1272 917"> <tr> <td data-bbox="772 853 1272 917">ハンセン病</td> </tr> </table>	ハンセン病	
ハンセン病				
ハンセン病				
(案：「さまざまな人権問題」から組替) →	<b>犯罪被害者等</b>	※ 認識の広まり、犯罪被害者等基本法制定や取組の充実を踏まえ組替		
(案：「さまざまな人権問題」から組替) →	<b>インターネットによる人権侵害</b>	※ インターネットの一層の普及、人権侵犯事件の増加などを踏まえ組替		
さまざまな人権問題	さまざまな人権課題			
<table border="1" data-bbox="235 1128 712 1192"> <tr> <td data-bbox="235 1128 712 1192"><b>犯罪被害者等</b></td> </tr> </table>	<b>犯罪被害者等</b>	→（案：新規項目に組替）		
<b>犯罪被害者等</b>				
<table border="1" data-bbox="235 1197 712 1260"> <tr> <td data-bbox="235 1197 712 1260">ホームレス</td> </tr> </table>	ホームレス	ホームレス		
ホームレス				
<table border="1" data-bbox="235 1265 712 1329"> <tr> <td data-bbox="235 1265 712 1329"><b>インターネットによる人権侵害</b></td> </tr> </table>	<b>インターネットによる人権侵害</b>	→（案：新規項目に組替）		
<b>インターネットによる人権侵害</b>				
<table border="1" data-bbox="235 1334 712 1398"> <tr> <td data-bbox="235 1334 712 1398">個人情報<b>の保護</b></td> </tr> </table>	個人情報 <b>の保護</b>	個人情報 <b>に関わる人権</b>	※ 「保護」だけでなく「適正な取扱い」が必要であり名称変更	
個人情報 <b>の保護</b>				
<table border="1" data-bbox="235 1402 712 1466"> <tr> <td data-bbox="235 1402 712 1466"><b>性同一性障害</b></td> </tr> </table>	<b>性同一性障害</b>	<b>性的少数者</b>	※ 性的指向と合わせ、LGBT等の性的少数者として整理	
<b>性同一性障害</b>				

新京都府人権教育・啓発推進計画（現計画）	第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）	主な記述内容・変更点
<p><b>第3章 人権問題の現状等（続き）</b></p> <p>その他の人権問題  刑を終えて出所した人々  アイヌの人々  婚外子  性的指向  識字の問題</p>	<p><b>第3章 人権問題の現状等（続き）</b></p> <p>その他の人権問題  刑を終えて出所した人々  アイヌの人々  婚外子  →（案：性的少数者に統合）  識字の問題</p> <p><b>新規項目</b>（案：「さまざまな」に追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>北朝鮮当局による拉致問題等</b></li> <li>・ <b>自殺の問題</b></li> <li>・ <b>災害時の配慮</b></li> <li>・ <b>職場における人権</b></li> </ul>	<p>※ 法により、拉致問題等の啓発は地方公共団体の責務</p> <p>※ 府自殺対策に関する条例制定</p> <p>※ 災害弱者</p> <p>※ 働きやすい労働環境整備</p>
<p><b>第4章 人権教育・啓発の推進</b></p> <p>あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進</p> <p>保育所・幼稚園  学校  地域社会  家庭  企業・職場</p> <p>人権に特に関係する職務従事者に対する研修等の推進</p> <p>教職員・社会教育関係職員  医療関係者  保健福祉関係者  消防職員  警察職員  公務員  マスメディア関係者</p>	<p><b>第4章 人権教育・啓発の推進</b></p> <p>あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進</p> <p><b>就学前教育</b>  学校  地域社会  家庭  企業・職場</p> <p>人権に特に関係する職務従事者に対する研修等の推進</p> <p>教職員・社会教育関係職員  医療関係者  保健福祉関係者  消防職員  警察職員  公務員  マスメディア関係者</p>	<p>※ 「認定こども園」制度を踏まえ、名称変更</p>

新京都府人権教育・啓発推進計画（現計画）	第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）	主な記述内容・変更点
<p>第4章 人権教育・啓発の推進（続き）</p> <p>（新規）→</p>	<p>第4章 人権教育・啓発の推進（続き）</p> <p><u>相談機能の整備等</u></p> <p>指導者の養成</p> <p>人権教育・啓発資料等の整備</p> <p>効果的な手法による人権教育・啓発の実施</p> <p>調査・研究成果の活用</p>	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題に応じて専門的な相談が可能な相談窓口の整備、関係機関等との連携による相談対応</li> <li>・ 研修やノウハウの蓄積による相談担当者の知識・技能の向上</li> <li>・ 府民が適切な相談窓口で相談できるための相談機関・相談員のネットワークの充実、相談窓口の周知</li> </ul>
<p>第5章 計画の推進</p> <p>指導者の養成</p> <p>人権教育・啓発資料等の整備</p> <p>効果的な手法による人権教育・啓発の実施</p> <p>国、市町村、民間等との連携</p> <p>調査・研究成果の活用</p>	<p>→（第4章に組替）</p> <p>→（第5章「計画の推進体制」に統合）</p>	<p>※ 計画の構成見直しによる組替</p>
<p>（第2章から組替）→</p>	<p>第5章 計画の推進</p> <p><u>計画の推進体制</u></p> <p><u>計画に基づく施策の実施</u></p> <p><u>計画のフォローアップ</u></p>	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内体制、市町村等との連携、NPO等との協働</li> <li>・ 毎年度実施方針の策定、実施状況の評価と施策への反映</li> <li>・ 懇話会による点検・評価</li> </ul>